

平成十八年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
明本歯科医院	弘前市大字大町三丁目四の九	平成二六・三三

青森県告示第六百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
明本歯科医院	弘前市大字大町三丁目四の九	平成二六・四一

青森県告示第六百七十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定により告示する。

平成十八年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
-----	-------	-------

下田薬局

上北郡七戸町字七戸五六の一

平成二六・九四

青森県告示第六百七十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十八年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
天野胃腸科内科医院	八戸市城下四丁目一三の一九	平成二六・九一

青森県告示第六百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十八年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

青森市大字駒込字深沢一六（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 保安林解除の理由

発電施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第六百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年十月十八日まで青森県県土整備部

道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間			変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	三三三八号	上北郡六ヶ所村大字平沼字久保八〇の二から 上北郡六ヶ所村大字平沼字久保六九の二六まで			前 後	一・九・三〇メートルから 一・五〇メートルまで	二四〇・〇〇メートル	
2	県 道	水喰上北町 停車場線	上北郡東北町字日影林ノ上山八七三の二四から 上北郡東北町字乙越二一の一七まで			前 後	二・六・五〇メートルから 二・六・〇〇メートルまで	一、九四二・〇〇メートル	
			後	後	前	後	後	前	
			五七・〇〇メートルから	二六・〇〇メートルまで	二六・五〇メートルから	三六・五〇メートルまで	三六・五〇メートルから	三六・五〇メートルまで	
			二、二二三・四〇メートル	一、九四二・〇〇メートル	一、九四二・〇〇メートル	二四〇・〇〇メートル	二四〇・〇〇メートル	二四〇・〇〇メートル	

青森県告示第六百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年十月十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 日

県道 鶴田五所川原自 転車道線	敷地の幅員	敷地の延長	備考
五所川原市大字羽野木沢字限無五五の一五から 五所川原市大字羽野木沢字限無二四〇の一六 九まで	二四〇・〇〇メートル		平成一六・九一
県道 百石下田線	上北郡おいらせ町下屋敷二三九から 上北郡おいらせ町下屋敷三三九まで		"

公 告

平成十九年度刊行青森県史制作業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年九月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

1 業務名 平成十九年度刊行『青森県史 資料編 古代2 出土文字資料』制作
業務

2 業務内容 入札説明書による。

3 履行期限 平成二十年三月三十一日

4 納入場所 入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十七年七月一日青森県告示第五百六十五号（物品等の競争入札参加資格）

又は平成十八年一月三十日青森県告示第六十七号（物品等の競争入札参加資格）

の一の規定により一般印刷の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

三 入札説明書の交付場所等

1 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県環境生活部県民生活文化課分室（県史編さんグループ）

電話 〇一七 七三四 九三三九

2 入札説明会の場所及び日時

(一) 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 北棟二階A会議室

(二) 日時

平成十八年九月二十五日 午後一時

四 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 北棟二階A会議室

2 日時 平成十八年十月五日 午前十時

3 その他 郵送又は電送による入札は認めない。

五 入札保証金及び契約保証金に関する事項

1 入札保証金

免除する。

2 契約保証金

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第一百五十九条の規定による。

六 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

七 最低制限価格

最低制限価格を設定する。

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

入札への参加を希望する者は、制作工程及び工場等に関する調書を入札書の提出期限までに青森県環境生活部県民生活文化課長に提出しなければならない。

なお、当該調書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、屏風山土地改良区から、次のとおり役員 の 退任 の 届出 が あつ た の で、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年九月十九日

西北地方農林水産事務所長 葛 西 弘 光

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
監事	松橋希世貴	つがる市富港町莊野六一	平成一八・七・五

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鳴沢土地改良区から、次のとおり役員 の 退任 の 届出 が あつ た の で、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年九月十九日

西北地方農林水産事務所長 葛 西 弘 光

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
監事	秋元 清造	西津軽郡鰺ヶ沢町大字南浮田町字米山三四の二	平成一八・八・五

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭